

会計年度任用職員募集要項（福祉専門相談員）

項 目	内 容
職名	福祉専門相談員
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
採用予定人数	1 名程度
任用期間	令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、 <u>期間を定めた任用であり、令和 9 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。</u>
勤務職場	福祉局児童相談センター相談援助第一課（新宿区北新宿 4-6-1）
職務内容	通告対応受付、緊急援助方針会議の開催準備・参加、移送調整、移送、一時保護対応等に係る業務
応募資格・求められる能力	（1）児童養護及び児童の健全育成に対する見識があり、児童虐待への対応に熱意と行動力のある者 （2）次のいずれかに該当する者 ア 児童福祉司の任用資格を有する者 イ 児童指導員の任用資格を有する者 ウ 社会福祉士の資格を有する者 エ 保育士の資格を有する者 オ 保健師の資格を有する者 カ 社会福祉主事の任用資格を有する者 キ 児童委員としての活動経験を有する者 ク 家庭相談員として従事した経験を有する者 ケ 学校教育法に基づく大学において心理学、教育学、社会学若しくは社会福祉学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 コ その他アからケまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者 （3）児童相談所、児童福祉施設等で児童福祉関係の業務に携わった経験のある者 （ただし、（2）キ又はクに該当する者は除く） （4）事務処理（Excel, Word 等パソコン操作を含む）について一定程度の能力を有すること （5）災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること
勤務日数	月 1 6 日
勤務時間	8 時 0 0 分から 1 6 時 4 5 分まで、8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分まで又は 9 時から 1 7 時 4 5 分まで ※ 業務の必要上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務を命じることがあります。
休憩時間	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで
休暇等	（有給）年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇

	<p>(無給) 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与</p> <p>※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。</p>
報酬額	<p>月額 240,700円</p> <p>通勤手当相当額を別途支給(上限150,000円/月)</p> <p>※ 原則として月の1日から末日までの期間分を当月の15日に口座振込により支給</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給</p> <p>※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり</p>
社会保険	<p>共済組合、厚生年金保険、雇用保険を適用</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合</p>
応募方法	<p>次の応募書類を申込フォームで送付してください。</p> <p>応募書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関する業務のみで使用し、他の目的には使用しません。</p> <p>なお、応募書類をお返却しませんのであらかじめ御了承ください。</p> <p>(1) 応募書類</p> <p>ア 会計年度任用職員申込書(別紙)</p> <p>※ 正面顔写真を貼付してください。申込書への貼付が難しい場合、写真データをフォームに直接添付しても構いません。</p> <p>※ 連絡先として、日中連絡できる電話番号を電話番号欄に記載してください。</p> <p>イ 作文</p> <p>課題 「児童虐待を受けた子どもやその保護者支援において、あなたが大切だと考えること、留意することはどのようなことですか。あなたの考えを述べなさい。」</p> <p>字数 800字程度</p> <p>(2) 申込期限</p> <p>令和8年3月16日(月曜日)午後5時まで</p> <p>(3) 申込先</p> <p>以下の申込フォームから応募書類を送信してください。</p> <p>URL : https://logoform.jp/form/tmgform/1459358</p>  <p>※ 必ずインターネットで申込みをしてください。</p> <p>※ 東京都児童相談センターが、やむを得ない事情があると認められた時は、郵送又はメールでの申し込みを受け付けますので、事前にお問合わせください。また、身体の障害等によりインターネット申し込みが困難な人も、東京都児童相談センターへお問合わせください。</p>
選考方法	<p>(1) 第一次選考(書類選考)</p> <p>申込書及び作文による書類審査</p> <p>(2) 第二次選考(面接)</p> <p>令和8年3月24日(火曜日)午後(予定)</p> <p>※ 第二次選考実施日は変更となる場合があります。</p>

	※ 合否結果については、本人宛メールにより通知します。 ※ 電話連絡をさせていただく場合もございます。また、選考経過及び結果に関するお問い合わせには、一切対応できませんので御了承ください。
問い合わせ	〒169-0074 東京都新宿区北新宿四丁目6番1号 東京都児童相談センター事業課庶務担当 電話：03-5937-2302（直通）

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。